

貸金業法や利息制限法等の改悪の動きに強く反対する会長声明

2006年(平成18年)12月に成立した「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」(平成18年法律第115号)が、2010年(平成22年)6月18日に完全施行されてから2年が経過した。同法成立前は、生活の破たんや自殺など、多重債務問題が年々深刻さを増しており、43の都道府県議会と1136の市町村議会が決議を採択したことに見られるように、その解決を求める声が全国に広がっていた。同法は、このような国民の声を受けて、上限金利を引き下げるとともに、返済能力を超える借入れを防ぐ総量規制の仕組みを導入するなど、抜本的かつ総合的な対策を講じたものであった。

そして、附則66条に基づいて内閣官房に「多重債務者対策本部」が設置され、セーフティネットの拡充強化、多重債務者に対する相談窓口の充実強化など、国全体をあげて、多重債務対策が進められてきた。当会も、法律相談センターでの多重債務相談を無料化し、自治体や関係機関との連携を強化するなど、多重債務問題の解決のために全力を挙げた取り組みを続けてきた。

これに対して、近時、与野党の一部国会議員の中に、「潜在的なヤミ金被害が広がっている。」などとして、法の見直しを目論む動きが見られる。具体的な案としても、総量規制を撤廃し、利息制限法等を改正して年利30%を上限とする変動金利制を導入することまでが提案されているような状況である。

しかしながら、貸金業法等の成立、施行により、多重債務者対策は大きな成果を上げている。例えば、株式会社日本信用情報機構の統計によれば、5社以上の借入れを有する多重債務者が法改正前の約230万人から約45万人に減少している。同様に、個人破産申立件数も約17万人から約10万人に減少している。そして、警察庁の統計によれば、多重債務による自殺者も1973人から998人と半減している。

さらに、ヤミ金に関しても、警察庁の統計によれば、検挙人員、検挙事件、被害人員、被害額の全てが減少傾向にあり、金融庁が把握する無登録業者に係る苦情件数、日本貸金業協会が把握するヤミ金被害の苦情照会件数、消費者センターへのヤミ金相談件数、弁護士会へのヤミ金相談の件数も軒並み減少している。ヤミ金被害が広がっているという指摘は客観的根拠を欠いていると言わざるを得ない。

そのほか、一部国会議員は「貸金業法等が零細な中小企業の短期融資の需要を阻害している。」とも指摘するが、現行法は事業資金貸付を総量規制の例外とするなどの手立てを講じている。また、国は、緊急保証やセーフティネット貸付など多角的に中小企業支援策を講じている。零細な中小企業の資金需要に対して、以前のグレーゾーン金利と同様の高金利による貸付けを許しては、多重債務被害の再燃を来たすことが必至である。

当会は、貸金業法等の成果を無にしかねない、総量規制や金利規制の緩和、撤廃に、強く反対するものである。

2012年(平成24年)7月18日

福岡県弁護士会

会 長 古 賀 和 孝